

見 積 公 告

次のとおり見積競争に付します。

令和 7 年 5 月 2 8 日

全国健康保険協会奈良支部

支部長 藪内 章良

1 調達内容

- (1) 調達件名 令和 7 年度 機密文書等の廃棄処分業務委託
- (2) 仕 様 等 仕様書による。
- (3) 履行期間 契約締結日から令和 8 年 3 月 3 1 日までの間
- (4) 履行場所 仕様書による。
- (5) 見積方法

単価にて契約に付する。

見積書を提出期限内に提出し、最低価格をもって見積書を提出した者を契約の相手方とする。

なお、見積金額は、廃棄書類 1 kg 当たりの廃棄処理にかかる金額（小数点第 2 位まで）と収集運搬にかかる 1 回 1 台あたりの金額を内訳として記載し、委託者が定める予定数量を乗じた金額の税抜額を記載のうえ、その合計額（税抜）を記載すること。なお、廃棄処理にかかる費用には人件費や燃料代等の一切の諸経費を、収集運搬にかかる費用には人件費や駐車場代、その他委託業務に要する一切の諸経費を含め見積ること。

契約の決定にあたっては、消費税等に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、消費税等を含めない金額（税抜額）を見積書に記載すること。

2 競争参加資格

- (1) 全国健康保険協会会計細則第 3 0 条及び第 3 1 条の規定に該当しない者であること。
- (2) 令和 07・08・09 年度厚生労働省競争参加資格（全省庁統一参加資格）「役務の提供等」において、いずれかの等級に格付けされ、近畿地域の競争参加資格を有する者であること。
- (3) 資格審査申請書又は添付書類に虚偽の事実を記載していないと認められる者であること。
- (4) 経営の状況又は信用度が極度に悪化していないと認められる者であること。
- (5) 全国健康保険協会から業務等に関し競争参加資格停止措置を受けている期間中でないこと。
- (6) 厚生年金保険・全国健康保険協会管掌健康保険の適用を受けている者にあつては、直近 1 年間について保険料の未納がない者、健康保険組合等の適用を受けている者にあつては、直近 1 年間について厚生年金保険料に未納がない者であること。また、厚生年金保険の適用を受けない場合は、事業主が直近 1 年間について国民年金の未加入及び国民年金保険料の未納がない者であること。
- (7) 損害賠償請求を全国健康保険協会から受けていない者であること。
- (8) プライバシーマークもしくは ISO/IEC27001 又は JISQ27001 のいずれかの取得事業者であること。

- (9) 運搬及び処分を運搬当日中に処理することが可能な者であること。
- (10) 仕様書に定める条件を満たしている者であること。
- (11) 競争参加者について、暴力団等でないこと。

3 見積書の提出場所等

- (1) 仕様書の交付場所及び見積書提出先

〒630-8535 奈良市大宮町7-1-33 奈良センタービル4階
全国健康保険協会奈良支部 企画総務グループ 担当：本多
電話 0742-30-3702 Fax 0742-30-3671

- (2) 仕様書の内容に関する問い合わせ先

〒630-8535 奈良市大宮町7-1-33 奈良センタービル4階
全国健康保険協会奈良支部 企画総務グループ 担当：本多
電話 0742-30-3702 Fax 0742-30-3671

- (3) 見積書の提出期限

令和7年6月12日（木） 12時00分 必着

4 見積書の提出方法

- (1) 見積書の様式は仕様書と併せて配布する「別添1」の様式に、見積年月日、所在地、事業所名称、代表者氏名を記載し、代表者印を押印したものに限る。
- (2) 見積書には、消費税抜きの金額（小数点第2位まで）を記載すること。
- (3) 見積金額は、廃棄処理にかかる費用には人件費や燃料代等の一切の諸経費を、収集運搬にかかる費用には人件費や駐車場代、その他委託業務に要する一切の諸経費を含め見積ること。
- (4) 提出後の見積書差の差替え、変更又は取消しは認めない。
- (5) 見積書は、郵送もしくは持参による方法で提出すること。電話、FAX等その他の方法による提出は認めない。
- (6) 見積書の提出期限までに別途指定する必要書類を見積書とあわせて提出すること。

5 その他

- (1) 当該案件の全部または主体的部分を一括して第三者に請け負わせないこと。
- (2) 請求に当たっては、消費税等に1円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。
- (3) 契約手続きにおいて使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨
- (4) 契約保証金 免除
- (5) 契約書作成の要否 要
- (6) 詳細は、仕様書による。
- (7) 見積結果
 - ・奈良支部掲示板に契約者名、契約金額を掲示する。
 - ・決定業者には別途電話連絡する。

【参考】 全国健康保険協会会計細則（一部抜粋）

（競争に参加させることができない者）

第 30 条 企画総務部長等は、次の各号のいずれかに該当する者を競争に参加させることができない。

- （1） 契約を締結する能力を有しない者。ただし、未成年、被保佐人及び被補助人であつて、契約締結のために必要な同意を得ている者を除く。
- （2） 破産者で復権を得ない者。
- （3） 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 2 号に掲げる者、その他これに準ずる者として別に定める者。

（競争に参加させないことができる者）

第 31 条 企画総務部長等は、次の各号のいずれかに該当すると認められる者を、その事実があつた後 3 年以内の期間を定めて競争に参加させないことができるものとする。

- （1） 契約の履行にあたり故意に工事若しくは製造を粗雑にし、又は物件の品質若しくは数量に関して不正の行為をした者
- （2） 公正な競争の執行を妨げた者又は公正な価格を害し、若しくは不正の利益を得るために連合した者
- （3） 落札者が契約を結ぶこと又は契約者が契約を履行することを妨げた者
- （4） 監督又は検査の実施にあたり、職員の職務の執行を妨げた者
- （5） 正当な理由がなく契約を履行しなかった者
- （6） 契約に関する調査にあたり虚偽の申し出をした者
- （7） 前各号のいずれかに該当する事実があつたことにより 3 年以内の期間を定めて競争に参加させないこととされている者を、その期間、代理人、支配人その他の使用人として使用した者

2 企画総務部長等は、前項の規定に該当する者を入札代理人として使用する者についても競争に参加させないことができる。

3 第 1 項の適用を受けるものに関する事務の取扱いについては、別に定めるところによる。

以上

別添



0742-30-3671

送信先：全国健康保険協会奈良支部 企画総務グループ 本多 宛

仕様書等送付依頼書

案件名	機密文書等の廃棄処分業務委託
事業所名	
ご担当者名 (ご担当部署)	様
電話番号	
FAX 番号	

☒ 入札説明書・仕様書等の送付を希望します。

送付先ご住所	〒
--------	---

※正午以降のご依頼は、翌営業日発送となります。なお、当支部の窓口でも配布しておりますので、お急ぎの場合は直接お越しく下さい。